

# 道路協力団体について

長門湯本温泉観光まちづくりデザイン会議  
(交通担当：株式会社日本海コンサルタント)



犀川リバーカフェ

# 1. 道路協力団体とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの**業務**に自発的に取り組む民間団体等を支援するもの。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な**業務**への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図る。
- 道路協力団体としての活動を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、道路管理者に対して申請を行い、**申請を受けた道路管理者は、審査のうえ、道路協力団体に指定**。
- 業務を行うにあたり、**物件等の道路占用**が必要な場合、手続きを円滑・柔軟化。
- 道路空間を活用した収益活動が可能。その**収益は道路の管理に還元**。

## 公的活動イメージ



道路空間の修景



除草・植栽活動



不法占用調査

## 収益活動イメージ



オープンカフェ



広告マネジメント



レンタサイクル

## 【道路空間の活用イメージ】



\*スムーズな活動環境整備のため、道路工事・占用に係る行政手続を円滑・柔軟化

## 2. 道路協力団体の業務とは？

### 道路協力団体の業務内容は以下の通り（道路法第48条の21）

- ①道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。（例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事）
- ②①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記に掲げるものの設置又は管理を行うこと。※国土交通省令で定める工作物、物件又は施設について、以下のものを規定。（道路法施行規則 第4条の20）
  1. 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの（例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊）
  2. トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場（例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場）
  3. 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具（例：シェアサイクル施設）
  4. 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（例：掲示板）
  5. 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等（例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯）
  6. 食事施設、購買施設等（例：オープンカフェ、マルシェ）
  7. 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等（例：道路に関連したイベント開催に要する機材）
- ③道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。（例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報）
- ④道路の管理に関する調査研究を行うこと。（例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査）
- ⑤道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。（例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催）
- ⑥①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

# 3. 道路協力団体指定準則

- 国土交通省では、「道路協力団体指定準則」を策定し、直轄国道の指定に適用。
- 都道府県道や市町村道に対しては、地方自治法245条の4第1項による「技術的助言」との位置づけ。

## ◆技術的助言とは？

地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができるものとされているもの。

## ◆技術的助言の位置づけ（総務省における今後の通知・通達の取扱い、H23.7.6）

地方公共団体が行う事務に対し、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、技術的助言として発出しようとする通知については、地方公共団体にとって必要な事項となっているかどうかその内容を検証し、同法の趣旨を踏まえ、必要な最小限度のものとなるよう徹底を図るとともに地方公共団体の自主性及び自立性に配慮すること。また、通知内容を検証し、情報提供と技術的助言について区別し、技術的助言として発出する場合には、その旨を通知に明示すること。なお、単に法令の施行について情報提供するにとどまる通知については、技術的助言に当たらないものであること。

道路協力団体指定準則
<p>（趣旨）</p> <p>第1 この準則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第48条の2第1項の規定に基づく道路協力団体の指定の趣旨その他の道路協力団体の指定の実態に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（公称）</p> <p>第2 道路管理者は、本準則に基づき募集要項を作成し、道路協力団体の公募を行うものとする。</p> <p>（申請資格）（総則基準）</p> <p>第3 道路協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の18に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 代表者が定まっていること。</p> <p>二 事務所のある地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に關する事項その他当該法人等の組織及び運営に關する事項を内容とする規約その他これに在するものを有していること。</p> <p>三 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。</p> <p>四 法人等の構成員（役員を含む。）がら名以上のいること。</p> <p>五 申請時において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認定を受けた法人にあっては、当該認定を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。</p> <p>六 第4第1項第2号に定める活動実績報告書及び同項第3号に定める活動実施計画書の作成活動又は政治活動を目的としていないこと。</p> <p>七 第4第1項（第4第1項による申請行為の禁止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する禁止事項という。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。</p> <p>八 直近1年間の税を滞納していないこと。</p> <p>九 日本国の法令を遵守し、業務等を履行していること。また、公序良俗に反するなど著しく不健全な行為を行っている者でないこと。</p> <p>十 道路協力団体の指定を受けた場合に、道路協力団体としての活動以外では、道路協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。</p> <p>（申請）（第1項は、添付基準）</p> <p>第4 道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、別記様式第1号に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。</p> <p>一 法人等の規約その他これに在するもの及び役員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの</p> <p>二 直近3年間の活動実績報告書（以下「活動実績報告書」という。）</p> <p>三 第7第2項の道路協力団体に指定する期間に係る活動実施計画書（以下「活動実施計画書」という。）</p> <p>四 法人等の活動報告書又は収支計算書</p>

項目	国 道		都道府県道 市町村道
	指定区間(直轄国道)	指定区間外(補助国道)	
第3(申請資格) 第4(申請)第1項 第5(確認及び審査) 第6(審査基準)第1項及び第3項 第7(指定) 第8(指定の通知) 第9(活動実施計画) 第11(活動内容の改善) 第13(指定の取消し)	適用	法定受託事務の処理 基準(※1)	技術的助言(※2)
上記以外		技術的助言(※2)	

※1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項により法定受託事務を処理するにあたりよるべき基準

※2 同法第245条の4第1項による技術的な助言

## 4. 道路協力団体指定の流れ

- 国土交通省では、「道路協力団体」の指定について下記のようなフローを設定
- 申請者側としては、団体としての要件（活動実績や活動年数等）を満たしているか確認のうえ、所定の申請様式を用いて申請書類を作成する必要あり

